

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
第一章 総則	第一章 総則	
第一条 特許権者の合法的な権利を保護すること、発明創造を奨励すること、発明創造の応用を推進すること、革新能力を高めること、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進することを目的とし、本法を制定する。	第一条 (内容改訂なし)	
第二条 本法でいう発明創造とは、発明、実用新案、意匠を指す。 発明とは、製品、方法又はその改良に対して行われる新たな技術方案を指す。 実用新案とは、製品の形状、構造又はそれらの結合について行われる実用性を有する新たな技術方案を指す。 意匠とは、製品の形状、図案又はそれらの組合せ及び色彩と形状、図案の組合せに対	第二条 本法でいう発明創造とは、発明、実用新案、意匠を指す。 発明とは、製品、方法又はその改良に対して行われる新たな技術方案を指す。 実用新案とは、製品の形状、構造又はそれらの結合について行われる実用性を有する新たな技術方案を指す。 意匠とは、製品の 全体 或いは 局部 の形状、図案又はそれらの組合せ及び色彩と形状、	これにより、製品の局部に対して意匠保護、すなわち「局部意匠」を与えることができる。現行の特許法によっては認められない。中国の意匠実践は他の多くの国の外意匠実践とより似るようになり、意匠特許の保護範囲がもっと大きくなる。意匠特許権者はよりよく自分を保護することができ、侵害者が意匠の要点のみを盗作することで、異なる形状の製品において当該意匠の要点を使用して権利侵害のリスクを回避することと対抗することができる。

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>して行われるもので、美観に富む、かつ工業への応用に適した新たな設計を言う。</p>	<p>図案の組合せに対して行われるもので、美観に富む、かつ工業への応用に適した新たな設計を言う。</p>	<p>グラフィカルユーザーインターフェイス (GUI) の場合、GUI 自体を保護でき、保護する必要のない製品の他の部分は破線で示す。GUI 自体でも、保護する必要のない部分を破線で示すことができる。実践中の具体的な審査基準は、近いうちに CNIPA によって明らかになると思う。</p>
<p>第三条 国務院専利行政部門が全国の特許事務を管理し、特許出願を統一的に受理及び審査し、法により特許権を付与する。</p> <p>省・自治区・直轄市人民政府の特許事務管理部門が当該行政区域内における特許管理事務を行う。</p>	<p>第三条 (内容改訂なし)</p>	
<p>第四条 特許を出願する発明創造が国の安全又は重大な利益に関係し、秘密保持の必要がある場合は、国の関連規定に基づき処理する。</p>	<p>第四条 (内容改訂なし)</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>第五条 法律と公序良俗に違反したり、公共利益を妨害したりする発明創造に対しては、特許権を付与しない。</p> <p>法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、または利用し、当該遺伝資源に依存して完成したりした発明創造に対しては、特許権を付与しない。</p>	<p>第五条 (内容改訂なし)</p>	
<p>第六条 当該部門の職務を遂行して、又は主に当該部門の物質・技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の特許出願の権利は当該部門に帰属し、出願が認可された場合は当該部門の特許権者とする。</p> <p>非職務発明創造については、特許出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された場合は当該発明者又は考案者を特</p>	<p>第六条 当該部門の職務を遂行して、又は主に当該部門の物質・技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の特許出願の権利は当該部門に帰属し、出願が認可された場合は当該部門の特許権者とする。当該部門は、法によりその職務発明創造の特許出願権及び特許権を処置し、関連する発明創造の実施及び運用を促進することができる。</p>	<p>この改訂により、部門の職務発明による創造に対する譲渡、許諾、抵当などを含む処分権利を明確にした。</p>

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>許権者とする。</p> <p>その部門の物質・技術条件を利用して完成した発明創造について、部門と発明者又は考案者間に契約があり、特許出願の権利及び特許権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。</p>	<p>非職務発明創造については、特許出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された場合は当該発明者又は考案者を特許権者とする。</p> <p>その部門の物質・技術条件を利用して完成した発明創造について、部門と発明者又は考案者間に契約があり、特許出願の権利及び特許権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。</p>	
<p>第七条 発明者又は考案者の非職務発明創造の特許出願に対しては、いかなる部門又は個人もこれを抑圧してはならない。</p>	<p>第七条 (内容改訂なし)</p>	
<p>第八条 二つ以上の部門又は個人が協力して完成した発明創造、一つの部門又は個人がその他の部門や個人の委託を受けて完成した発明創造については、別途約定がある場合を除き、特許出願の権利は単独で完成した部門又は個人、あるいは共同で完成し</p>	<p>第八条 (内容改訂なし)</p>	

中華人民共和国特許法 （２００８年第３回改訂版）	中華人民共和国特許法 （２０２０年１０月１７日第４回改訂版）	IP March の観点
た部門又は個人に帰属し、出願が認可された場合は出願した部門又は個人を特許権者とする。		
<p>第九条 同様の発明創造に対しては１件の特許権のみを付与する。但し、同一の出願者が同日中に同様の発明創造について実用新案特許を出願し、同時に発明特許を出願した場合、先に取得した実用新案特許権が終了する以前において、出願者が当該実用新案特許権の放棄を宣言したものは発明特許権を付与することができる。</p> <p>二人以上の出願者が同一の発明創造についてそれぞれが特許を出願した場合、特許権は最も早く出願した者に付与する。</p>	<p>第九条 （内容改訂なし）</p>	
<p>第十条 特許出願権及び特許権は譲渡することができる。</p>	<p>第十条 （内容改訂なし）</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>中国の部門又は個人が外国人、外国企業、あるいはその他外国組織に特許出願権又は特許権を譲渡する場合、関連の法律と行政法規の規定に基づき、手続きを行う。</p> <p>特許出願権又は特許権を譲渡する場合、当事者は書面の契約を締結し、かつ国務院専利行政部門に登録する。国務院専利行政部門が公告を出す。特許出願権又は特許権の譲渡は登記日から有効となる。</p>		
<p>第十一条 発明及び実用新案の特許権が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、いかなる部門又は個人も、特許権者の許諾を受けずにその特許を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その特許製品について製造、使用、販売の許諾、販売、輸入を行ってはならず、その特許方法を使用することできず、当該特許方</p>	<p>第十一条 (内容改訂なし)</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>法により直接獲得した製品について使用、販売の許諾、販売、輸入を行ってはならない。</p> <p>意匠特許権が付与された後、いかなる部門又は個人も、特許権者の許諾を受けずにその特許を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その意匠特許製品を製造、販売の申し出、販売、輸入してはならない。</p>		
<p>第十二条 いかなる部門又は個人も、他人の特許を実施する場合は特許権者と書面での実施許諾契約を締結し、特許権者に特許使用料を支払わなければならない。被許諾者は、契約で規定された以外のいかなる部門又は個人に対しても当該特許の実施を許諾する権利を持たない。</p>	<p>第十二条 (内容改訂なし)</p>	
<p>第十三条 発明の出願公開後、出願者はその</p>	<p>第十三条 (内容改訂なし)</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
発明を実施する単位又は個人に相当額の費用を支払うよう要求することができる。		
第十四条 国有企業事業単位の発明特許で、国の利益又は公共の利益に対して重大に意味を持つ場合は、国務院関係主管部門及び省、自治区、直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用することを決定でき、指定された単位に実施を許可することができる。実施単位は国の規定に基づき、特許権者に使用料を支払う。	(第四十九条に変更)	この条項は特許権の許諾に関するもので、第六章「特許実施の特別許諾」に移される。
第十五条 特許出願権又は特許権の共有者の間で権利の行使について約定がある場合はその約定に従う。約定がない場合、共有者は単独で実施するか、あるいは一般許諾方式によって他者に当該特許の実施を許諾することができる。他者に当該特許の実施を許諾する場合、徴収する使用料は共有者	第十四条 (番号変更、内容改訂なし)	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>同士で分配する。</p> <p>前款が規定する状況を除き、共有する特許出願権又は特許権については共有者全体の同意を得なければならない。</p>		
<p>第十六条 特許権を付与された部門は、職務発明創造の発明者又は考案者に対し奨励を与える。発明創造が許諾され、実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与える。</p>	<p>第十五条 特許権を付与された部門は、職務発明創造の発明者又は考案者に対し奨励を与える。発明創造が許諾され、実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与える。</p> <p>国家は特許権を付与された部門が持分、オプション、配当などの方式を通じて所有権の激励を実行することを奨励し、発明者または設計者に合理的に技術革新収益を分かち合う。</p>	<p>第六条で部門が職務発明による創造に対する処分権利を明確にする同時に、本条の改訂は発明者が発明創造を行うことを奨励し、発明創造を促進することを目的とする。</p>
<p>第十七条 発明者又は考案者は特許文書に</p>	<p>第十六条 (番号変更、内容改訂なし)</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p> おいて自分が発明者又は考案者であることを明記する権利を有する。 特許権者はその特許製品又は当該製品の包装上に、特許表示を行う権利を有する。 </p>		
<p> 第十八条 中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又はその他外国組織が中国で特許を出願する場合、その所属国と中国が締結した協定、あるいは共に締結した国際条約によるか、又は互惠の原則に従い、本法に基づいて処理する。 </p>	<p> 第十七条 (番号変更、内容改訂なし) </p>	
<p> 第十九条 中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で特許を申請する場合及びその他の特許事務を行う場合は、国務院専利行政部門が指定した特許代理機関に委託して処理しなければならない。 </p>	<p> 第十八条 (番号変更、内容改訂なし) </p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>中国の単位又は個人が国内で特許を出願する場合及びその他の特許事務を行う場合は、特許代理機関に委託し処理することができる。</p> <p>特許代理機関は法律、行政法規を遵守し、被代理人の委託により特許出願又はその他の特許事務を処理しなければならない。被代理人の発明創造の内容に対し、特許出願がすでに公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する責任を負う。特許代理機関の具体的管理方法は国務院が規定する。</p>		
<p>第二十条 いかなる部門又は個人が国内で完成した発明又は実用新案について、外国で特許を出願する場合、まず国務院専利行政部門に秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持の手順及び期限等は国務院</p>	<p>第十九条 (番号変更、内容改訂なし)</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>の規定に準拠する。</p> <p>中国の部門又は個人は、中華人民共和国が締結した関連の国際条約に基づいて特許の国際出願を行うことができる。出願者が特許の国際出願を行う場合、前款の規定を遵守しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は中華人民共和国が締結した関連の国際条約及び本法、国務院の関連規定に基づいて特許の国際出願を処理する。</p> <p>本条第一款の規定に違反して外国で特許を出願した発明又は実用新案について、中国で特許を出願した場合は特許権を付与しない。</p>		
	第二十条 特許出願及び特許権の行使は、	現在、既に法律、法規または司法解釈で知的

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
	<p>誠実信用原則に従わなければならない。特許権を濫用して公共の利益又は他人の合法的権益を損なってはならない。</p> <p>特許権を濫用し、競争を排除または制限し、独占行為を構成する場合は、「中華人民共和国独占禁止法」に基づき処理する。</p>	<p>財産権の濫用問題を解決する。この条項にはいかなる実質的な要求も規定されていない。しかし、これは訴訟のために法律の基礎を提供し、実践の中で具体的にどのように適用するかは近いうちに明らかになると思う。」</p>
<p>第二十一条 国務院専利行政部門及びその特許再審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する特許の出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は完全かつ正確に、適時に特許情報を発表し、特許公報を定期的に発行しなければならない。</p> <p>特許出願が公開又は公告されるまで、国務</p>	<p>第二十一条 国務院専利行政部門は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する特許の出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は、特許情報公共サービス体系の構築を強化し、完全かつ正確に、適時に特許情報を発表し、特許基礎データを提供し、定期的に特許公報を出版し、特許情報の伝播と利用を促進しなければならない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特許再審委員会は2019年に国家知的財産権局の特許再審及び無効審査部に改名された。 2. この条項の改訂は開放許諾制度の建立に呼応する。 3. CNIPA が提供する特許検索および分析ツールも改善されることが期待される。

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。	特許出願が公開又は公告されるまで、国务院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。	
第二章 特許権付与の条件	第二章 特許権付与の条件	
第二十二条 特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性及び実用性を具備していなければならない。 新規性とは、出願日以前に同様の発明又は実用新案が国内外の出版物上で公開発表されたり、国内で公開使用されたことがなく、又はその他の方式で公衆の知るところとなっておらず、また同様の発明又は実用新案が他人より国务院専利行政部門に出願が提出されたことがなく、かつ出願日以降に公開された特許出願文書の中に記載されていないことを指す。 創造性とは、出願日以前にすでにあった技	第二十二条 (内容改訂なし)	

中華人民共和国特許法 （2008年第3回改訂版）	中華人民共和国特許法 （2020年10月17日第4回改訂版）	IP March の観点
<p>術と比べ、当該発明に突出した実質的特徴及び顕著な進歩が、当該実用新案に実質的特徴及び進歩があることを指す。</p> <p>実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用に堪え、かつ積極的な効果を生むことができることを指す。</p> <p>本法でいう既存技術とは、出願日以前に国内外において公然知られた技術を指す。</p>		
<p>第二十三条 特許権を付与する意匠は、既存の設計に属さないものとする。また、いかなる部門又は個人も同様の意匠について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された特許文書において記載されていないこととする。</p> <p>特許権を付与する意匠は、既存の設計又は既存の設計的特徴の組み合わせと比べて明らかな違いがあることとする。</p>	<p>第二十三条 （内容改訂なし）</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>特許権を付与する意匠は他人が先に取得した合法的権利と衝突してはならない。 本法でいう既存設計とは、出願日以前に国内外において公然知られた設計を指す。</p>		
<p>第二十四条 特許出願する発明創造について、出願日前6ヶ月以内に、以下の状況の一つがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。</p> <p>(1) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。</p> <p>(2) 規定の学術会議或いは技術会議上で初めて発表された場合。</p> <p>(3) 他人が出願者の同意を得ずに、その内容を暴露した場合。</p>	<p>第二十四条 特許出願する発明創造について、出願日前6ヶ月以内に、以下の状況の一つがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。</p> <p>(1) 国家が緊急事態または非常事態が発生した場合、公共の利益目的のために初めて公開される場合。</p> <p>(2) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。</p> <p>(3) 規定の学術会議或いは技術会議上で初めて発表された場合。</p> <p>(4) 他人が出願者の同意を得ずに、その内容を暴露した場合。</p>	<p>猶予期間適用の新しい状況が定められている。例えば、突発的な疫病に対処するために、ある種の疫病を制御するために有用な技術を公開することによって、この条項に基づいて依然として中国で特許保護を受けることができる。</p>
<p>第二十五条 以下に掲げる各号には特許権を</p>	<p>第二十五条 以下に掲げる各号には特許権</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>付与しない。</p> <p>(1) 科学上の発見</p> <p>(2) 知的活動の規則及び方法</p> <p>(3) 疾病の診断及び治療方法</p> <p>(4) 動物と植物の品種</p> <p>(5) 原子核変換方法を用いて取得した物質</p> <p>(6) 平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計</p> <p>前款第(4)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき特許権を付与することができる。</p>	<p>を付与しない。</p> <p>(1) 科学上の発見</p> <p>(2) 知的活動の規則及び方法</p> <p>(3) 疾病の診断及び治療方法</p> <p>(4) 動物と植物の品種</p> <p>(5) 原子核変換方法及び原子核変換方法を用いて取得した物質</p> <p>(6) 平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計</p> <p>前款第(4)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき特許権を付与することができる。</p>	<p>特許審査ガイドラインには既に原子核変換方法も特許権を付与しないと規定している。今回の改正で規定が統一される。</p>
第三章 特許の出願	第三章 专利的申请	
第二十六条 発明又は実用新案の特許の出願には、願書、説明書及びその概要、権利要求書等の文書を提出する。	第二十六条 (内容改訂なし)	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>願書には発明又は実用新案の名称、発明者の氏名、出願者の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記する。</p> <p>説明書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行い、必要時には図面を添付する。概要は発明又は実用新案の技術要点を簡単に説明する。</p> <p>権利要求書は説明書を根拠とし、特許保護請求の範囲について明確かつ簡潔に要求を説明する。</p> <p>遺伝資源に依存して完成した発明創造について、出願者は特許出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明する。原始的由来を説明できない場合、出願者はその理由を陳述する。</p>		

中華人民共和国特許法 （2008年第3回改訂版）	中華人民共和国特許法 （2020年10月17日第4回改訂版）	IP March の観点
<p>第二十七条 意匠特許の出願には、特許出願書、当該意匠の図面又は写真、及び当該意匠の簡単な説明等の書類を提出する。</p> <p>出願者が提出する図面又は写真は、特許保護を要請する製品の意匠を鮮明に表示していなければならない。</p>	<p>第二十七条 （内容改訂なし）</p>	
<p>第二十八条 国務院専利行政部門が、特許出願書を受け取った日を出願日とする。出願文書が郵送された場合は、郵送した消印日を出願日とする。</p>	<p>第二十八条 （内容改訂なし）</p>	
<p>第二十九条 出願者が発明又は実用新案の特許を外国で初めて出願した日から12カ月以内に、あるいは意匠特許を外国で初めて出願した日から6カ月以内に、中国で再び同様の主題について特許を出願する場合、当該外国と中国が締結した約定又は共に締結した国際条約に基づき、あるいは相互に</p>	<p>第二十九条 出願者が発明又は実用新案の特許を外国で初めて出願した日から12カ月以内に、あるいは意匠特許を外国で初めて出願した日から6カ月以内に、中国で再び同様の主題について特許を出願する場合、当該外国と中国が締結した約定又は共に締結した国際条約に基づき、あるいは相</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>優先権を認めることを原則とし、優先権を受けることができる。</p> <p>出願者が発明又は実用新案を中国で初めて特許出願した日から12カ月以内に、国務院専利行政部門に同様の主題について特許を出願する場合、優先権を受けることができる。</p>	<p>互に優先権を認めることを原則とし、優先権を受けることができる。</p> <p>出願者が発明又は実用新案を中国で初めて特許出願した日から12カ月以内に、或いは意匠が中国で初めて特許出願した日から6カ月以内に、国務院専利行政部門に同様の主題について特許を出願する場合、優先権を受けることができる。</p>	<p>本条項は意匠の国内優先権を規定している。なお、発明及び実用新案については、国内優先権が要求される場合、その先の出願は取り下げられたものと見なされ、同時に二つの出願を保留することが不可能である。したがって、外観設計申請にも適用されることが合理的に予想される。</p>
<p>第三十条 出願者が優先権を主張する場合、出願時に書面での声明を出し、かつ3ヶ月以内に最初に提出した特許出願文書の副本を提出しなければならない。書面での声明を出さず又は期限を過ぎても特許出願文書の副本を提出しない場合は、優先権を主張していないものと見なされる。</p>	<p>第三十条 出願者が発明特許、実用新案特許の優先権を主張する場合、出願時に書面での声明を出し、かつ初めて特許出願した日から16カ月以内に、最初に提出した特許出願文書の副本を提出しなければならない。</p> <p>出願者が意匠の優先権を主張する場合、出</p>	<p>この条項は発明及び実用新案優先権証明書の提出により十分な時間を提供するものとし、これは手続上で出願人に対してより友好的である。</p>

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
	<p>願時に書面での声明を出し、かつ3ヶ月以内に最初に提出した特許出願文書の副本を提出しなければならない。</p> <p>出願者が書面での声明を出さず又は期限を過ぎても特許出願文書の副本を提出しない場合は、優先権を主張していないものと見なされる。</p>	
<p>第三十一条 一件の発明又は実用新案の特許出願は、一つの発明又は実用新案に限られる。一つの全体的な発明構想の二つ以上の発明又は実用新案は、一件の出願として提出することができる。</p> <p>一件の意匠特許出願は、一つの意匠に限られる。同一製品における二つ以上の類似意匠、あるいは同一種類でかつセットで販売又は使用する製品の二つ以上の意匠は、一</p>	<p>第三十一条 (内容改訂なし)</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
件の出願として提出することができる。		
第三十二条 出願者は、特許権が付与されるまでの間にその特許出願を随時撤回することができる。	第三十二条 (内容改訂なし)	
第三十三条 出願者は、その特許出願書類に対して修正を行うことができるが、発明及び実用新案に対する特許申請書類に対する修正は、元の説明書及び権利要求書に記載した範囲を超えてはならず、意匠に対する特許出願書類の修正は、元の画像又は写真で表示した範囲を超えてはならない。	第三十三条 (内容改訂なし)	
第四章 特許出願の審査と認可		
第三十四条 国務院専利行政部門は発明特許の出願を受け取った後、予備審査を経て本法の要求に符合していると認めた場合、出願日から満18ヶ月後に公開する。国務院専利行政部門は出願者の請求に基づき、そ	第三十四条 (内容改訂なし)	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
の出願を繰り上げて公開することができる。		
<p>第三十五条 発明特許出願の出願日から三年間、国务院專利行政部門は出願者が随時提出する請求に基づき、その出願に対して実体審査を行うことができる。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しない場合、当該出願は撤回されたものと見なされる。</p> <p>国务院專利行政部門は必要と認める場合、自ら発明特許の出願に対して実体審査を行うことができる。</p>	<p>第三十五条 (内容改訂なし)</p>	
<p>第三十六条 発明特許の出願者が実体審査を請求する場合、出願日以前におけるその発明に係る参考資料を提出しなければならない。</p>	<p>第三十六条 (内容改訂なし)</p>	

中華人民共和国特許法 （2008年第3回改訂版）	中華人民共和国特許法 （2020年10月17日第4回改訂版）	IP March の観点
<p>発明特許について外国で出願済みの場合、国務院専利行政部門は出願者に対し、指定の期間内に当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、当該出願は撤回されたものと見なされる。</p>		
<p>第三十七条 国務院専利行政部門は発明特許出願に対して実体審査を行った後、本法の規定に合致していないと認める場合、出願者に通知を行い、指定の期間内に意見を陳述するか、あるいはその出願を修正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合、当該出願は撤回されたものと見なされる。第38条発明特許の出願について出願者が意見陳述又は修正を行った後、国務院専利行政部門が尚本法の規定に符合していないと認める場合、拒絶しな</p>	<p>第三十七条 （内容改訂なし）</p>	

中華人民共和国特許法 （２００８年第３回改訂版）	中華人民共和国特許法 （２０２０年１０月１７日第４回改訂版）	IP March の観点
なければならない。		
第三十八条 発明特許の出願について、出願者が意見陳述又は修改を行った後、国务院專利行政部門が依然として本法の規定に合致しないと認める場合はこれを却下する。	第三十八条 （内容改訂なし）	
第三十九条 発明特許の出願に対して実体審査を行い、これを却下する理由が存在しない場合は国务院專利行政部門が発明特許権を付与する決定を下し、発明特許証書を交付する。同時に登記して公告し、発明特許権は公告日から有効となる。	第三十九条 （内容改訂なし）	
第四十条 実用新案及び意匠の特許出願に対して予備審査を行い、これを却下する理由が存在しない場合、国务院專利行政部門が実用新案特許権又は意匠特許権を付与する決定を下し、相応する特許証書を交付する。同時に登記して公告し、実用新案特許	第四十条 （内容改訂なし）	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
権及び意匠特許権は公告日から有効となる。		
<p>第四十一条 国務院専利行政部門は特許再審査委員会を設置する。特許出願者は国務院専利行政部門の出願却下の決定に対して不服である場合、通知を受領した日から3カ月以内に、特許再審査委員会に再審査を請求することができる。特許再審査委員会は再審査後に決定を下し、かつ特許出願者に通知する。</p> <p>特許出願者は特許再審査委員会の再審査決定に対して不服である場合、通知を受領した日から3カ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。</p>	<p>第四十一条 特許出願者は国務院専利行政部門の出願却下の決定に対して不服である場合、通知を受領した日から3カ月以内に、国務院専利行政部門に再審査を請求することができる。国務院専利行政部門は再審査後に決定を下し、かつ特許出願者に通知する。</p> <p>特許出願者は国務院専利行政部門の再審査決定に対して不服である場合、通知を受領した日から3カ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。</p>	<p>特許再審査委員会は2019年に国家知的財産権局の特許再審査及び無効審査部に改名された。</p>
第五章 特許権の存続期間、消滅、無効	第五章 專利权的期限、终止和无效	
第四十二条 発明特許権の期限は20年と	第四十二条 発明特許権の期限は20年と	1. 意匠特許の保護期間を15年までに延長し

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>し、実用新案特許権と意匠特許権の期限は10年とする。ともに出願日から起算する。</p>	<p>し、実用新案特許権の期限は10年、意匠特許権の期限は15年とする。ともに出願日から起算する。</p> <p>発明特許の申請日から4年、実体審査請求日から3年が経過した後に発明特許権を付与した場合、国務院専利行政部門は、特許権者の要請に応じて、発明特許の付与手続きの不当な遅延に対して特許権の期限補償を与えるものとする。但し、出願者による不当な遅延を除く。</p> <p>新薬の販売レビューと承認に費やされた時間を補償するために、中国での販売が承認された新薬関連発明特許に対して、国務院専利行政部門は、特許権者の要請に応じて、特許権の期限補償を与えるものとする。補償期限は5年を超えてはならず、新薬の販売が承認された後の有効な合計特許</p>	<p>た。これは中国がハーグ協定に加盟するための準備ができたということになる。</p> <p>2. 特許権の期限調整を行い、中米第一段階の経済貿易協定と一致することを目指している。詳細な計算方法は、修正される特許法の実施細則または特許審査ガイドラインに規定されると予想する。</p> <p>3. 現行の特許法は第69条（新法第75条）に「Bolar 例外」と規定されており、即ち、行政審査認可に必要な情報を提供するために特許医薬品を使用することは特許権侵害とはみなされないが、特許権の期限延長は含まない。特許権期限延長の導入は、原研薬企業と後発医薬品製薬企業間の利益をよりよく均</p>

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
	権期限は14年を超えてはならない。	衡させている。延長の計算方法については、まだ具体的な規定がない。
第四十三条 特許権者は特許権を付与された年から年費を納付する。	第四十三条 (内容改訂なし)	
第四十四条 以下の状況のいずれかに該当する場合、特許権は期限満了前に消滅するものとする。 (一) 規定に基づき年費を納付していない場合。 (二) 特許権者が書面での声明をもって、その特許権を放棄した場合。 特許権が期限満了以前に消滅した場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。	第四十四条 (内容改訂なし)	
第四十五条 国務院専利行政部門が特許権付与を公告した日から、いかなる部門又は個人が、当該特許権の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は 特許再	第四十五条 国務院専利行政部門が特許権付与を公告した日から、いかなる部門又は個人が、当該特許権の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は 国務院	特許再審委員会は2019年に国家知的財産権局の特許再審及び無効審査部に改名された。

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>審委員会に当該特許権の無効を宣告するよう請求することができる。</p>	<p>専利行政部門に当該特許権の無効を宣告するよう請求することができる。</p>	
<p>第四十六条 特許再審委員会は特許権無効の宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び特許権者に通知する。特許権の無効宣告が決定された場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。</p> <p>特許再審委員会の特許権無効宣告又は特許権維持の決定に対して不服である場合、通知を受領した日から3カ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。</p>	<p>第四十六条 国務院専利行政部門は特許権無効の宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び特許権者に通知する。特許権の無効宣告が決定された場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。</p> <p>国務院専利行政部門の特許権無効宣告又は特許権維持の決定に対して不服である場合、通知を受領した日から3カ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。</p>	<p>特許再審委員会は2019年に国家知的財産権局の特許再審及び無効審査部に改名された。</p>
<p>第四十七条 無効宣告された特許権は初め</p>	<p>第四十七条 (内容改訂なし)</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>から存在しなかったものと見なされる。 特許権無効宣告の決定は、特許権無効宣告の前に人民法院が下し、かつ既に執行された特許権侵害の判決及び調停書、既に履行又は強制執行された特許権侵害紛争の処理決定、及び既に履行された特許実施許諾契約又は特許譲渡契約に対して、遡及力を持たないものとする。但し、特許権者の悪意により他者に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない。</p> <p>前款の規定に従い、特許権侵害の賠償金、特許使用料、特許権譲渡料を返還せず、公平の原則に明らかに違反している場合は全額又は一部を返還しなければならない。</p>		
第六章 特許実施の強制許諾	第六章 特許実施の特別許諾	
	第四十八条 国務院専利行政部門、地方人民政府の特許業務管理部門は、同級の関連	第4回改訂は特許の実施と運用を強調した。

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
	部門と共に措置を講じ、特許公共サービスを強化し、特許の実施と運用を促進しなければならない。	
現在の特許法の第十四条をここに移す。	第四十九条 国有企業事業者の発明特許が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された部門に実施を許諾することができる。実施部門は国の規定に基づいて特許権者に使用料を支払う。	第十四条をここに移す。
	第五十条 特許権者が任意の単位又は個人にその特許を実施することを許諾する旨を書面で国務院専利行政部門に声明し、許諾使用料の支払方式、標準を明確にした場合、国務院専利行政部門が公告し、開放許諾を実行する。実用新案、意匠特許につい	開放許諾制度を設立はイギリスやドイツなどの国のやり方を参考にした。開放許諾制度は本質的には政府の公共サービスを利用して、特許技術の需給双方のドッキングを促進し、特許の商業化を促進したいと考えている。このような制度は大学や研究機関が技術を商業

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
	<p>て開放許諾声明を提出する場合は、特許権評価報告書を提出しなければならない。</p> <p>特許権者が開放許諾声明を撤回した場合、書面で提出し、かつ国务院專利行政部門により公告しなければならない。開放許諾声明が公告撤回された場合、先に付与された開放許諾の効力に影響を与えない。</p>	<p>化するのに有利である。</p>
	<p>第五十一条 いかなる単位又は個人が開放許諾の特許を実施する意思がある場合、書面により特許権者に通知し、公告の許諾使用料支払方式、標準に従って許諾使用料を支払った後、即特許実施許諾を獲得する。</p> <p>開放許諾実施期間において、特許権者が支払う年間特許料は、それに応じて減免するものとする。</p>	<p>特許権者に公開許諾の提供を奨励し、特許技術の商業化を促進するため、この条項は公開許諾の許諾者に年間特許料減免を提供した。</p>

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
	開放許諾を実行する特許権者は、許諾使用料について被許諾者と協議して通常許諾を与えることができるが、その特許を独占または排他的に許諾してはならない。	
	第五十二条 当事者が開放許諾の実施について紛争が発生した場合、当事者が協議して解決する；協議したくないまたは協議できない場合、国務院専利行政部門に調停を求めることができ、人民法院に起訴することもできる。	中国の特許紛争解決制度の特徴の一つは行政と司法の双軌道ルートである。これは開放許可に関する紛争解決にも適用される。
第四十八条 以下のいずれかの状況に該当する場合、国務院専利行政部門は実施条件を具備した部門又は個人の請求により、発明特許又は実用新案特許の実施を強制許諾することができる。 (一) 特許権者が特許権を付与された日より満三年が経過し、かつ特許出願日より満四年が経過しても、その特許を正当な理由	第五十三条 (番号変更、内容改訂なし)	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>なく実施しない、あるいは十分に実施しない場合。</p> <p>(二) 特許権者による特許権の行使行為が法に基づき独占行為であると認定され、当該行為によってもたらされる競争上の不利な影響を解消するか、又は減少させる場合。</p>		
<p>第四十九条 国に緊急事態が又は非常事態が発生し、又は公共の利益を目的とする場合、国務院専利行政部門は発明特許又は実用新案の実施に強制許諾を与えることができる。</p>	<p>第五十四条 (番号変更、内容改訂なし)</p>	
<p>第五十条 公共の健康を目的として特許権を取得した薬品について、国務院専利行政部門はこれを製造し、中華人民共和国が締結した関連の国際条約の規定に合致する国または地域に輸出することを強制許諾することができる。</p>	<p>第五十五条 (番号変更、内容改訂なし)</p>	

中華人民共和国特許法 （2008年第3回改訂版）	中華人民共和国特許法 （2020年10月17日第4回改訂版）	IP March の観点
<p>第五十一条 特許権を取得した発明又は実用新案が、以前に特許権を取得済みの発明、あるいは実用新案と比べて経済的意義が顕著な重大な技術進歩を有し、その実施が前の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国務院専利行政部門は後の特許権者の申請に基づき、前の発明又は実用新案の実施を強制許諾することができる。</p> <p>前款の規定に基づいて実施を強制許諾する状況において、国務院専利行政部門は前の特許権者の申請に基づき、後の発明又は実用新案の実施にも強制許諾を与えることができる。</p>	<p>第五十六条 （番号変更、内容改訂なし）</p>	
<p>第五十二条 強制許諾と関連する発明創造が半導体技術である場合、その実施は公共利益の目的と本法第四十八条第（二）項が規</p>	<p>第五十七条 （番号変更、内容改訂なし）</p>	

中華人民共和国特許法 （2008年第3回改訂版）	中華人民共和国特許法 （2020年10月17日第4回改訂版）	IP March の観点
定する状況に限る。		
第五十三条 本法第四十八条第（二）項と第五十条の規定に基づいて強制許諾を行う状況を除き、強制許諾の実施は主に国内市場への供給を目的とする。	第五十八条 （番号変更、内容改訂なし）	
第五十四条 本法第四十八条第（一）項と第五十一条の規定に基づいて強制許諾を申請する部門または個人は、特許権者に対して合理的な条件によってその特許の実施を請求し、かつ合理的な期間内に許諾を得ることができなかつたことを証明するため、証拠を提出しなければならない。	第五十九条 （番号変更、内容改訂なし）	
第五十五条 国务院專利行政部門は、出した強制実施許諾の決定については、適時特許権者に通知し、かつ登記し公告しなければならない。	第六十条 （番号変更、内容改訂なし）	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>強制実施許諾の決定は、強制許諾の理由に基づき、実施する範囲及び期間を定めなければならない。強制許諾の理由が消滅しかつ再び発生していない時、国务院専利行政部門は、特許権者の請求に基づき、審査を経た後、強制実施許諾を中止する決定を出さなければならない。</p>		
<p>第五十六条 強制実施許諾を取得した単位又は個人は、独占的な実施権を享受せず、かつ他人に実施を許諾する権利も有しない。</p>	<p>第六十一条 (番号変更、内容改訂なし)</p>	
<p>第五十七条 強制実施許諾を取得した部門又は個人は、特許権者に合理的な使用料を支払うか、あるいは中華人民共和国が締結した関連の国際条約の規定に基づいて、使用料に関わる問題を処理する。使用料を支払う場合、その金額は双方が協議する。双方が合意することができない場合は国务院専利行政部門が裁定する。</p>	<p>第六十二条 (番号変更、内容改訂なし)</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>第五十八条 特許権者が国務院専利行政部門の強制実施許諾に関する決定に対し不服がある場合、及び特許権者と強制実施許諾を取得した単位及び個人が、国務院専利行政部門の強制実施許諾に関する使用料の裁定に不服がある場合は、通知を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。</p>	<p>第六十三条 (番号変更、内容改訂なし)</p>	
<p>第7章 特許権の保護</p>	<p>第7章 特許権の保護</p>	
<p>第五十九条 発明又は実用新案の特許権の保護範囲は、その権利要求の内容を基準とし、説明書及び付属図面は権利要求の解釈に用いることができる。</p> <p>意匠特許権の保護範囲は、図面又は写真が示す当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真が示す当該製品に意匠の解釈に用いることができる。</p>	<p>第六十四条 (番号変更、内容改訂なし)</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>第六十条 特許権者の許諾を受けずにその特許を実施する、即ちその特許権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかつた場合、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴訟を提起することができる。また特許事務管理部門に処理を求めることもできる。特許事務管理部門が処理する状況においては、権利侵害行為が成立すると認められた場合、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知を受領した日から15日以内に、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴訟を提起せず、権利侵害行為も停止しない場合、特許事務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う特許事務管</p>	<p>第六十五条 (番号変更、内容改訂なし)</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>理部門は、当事者の請求に基づき、特許権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合、当事者は、『中華人民共和国民事訴訟法』に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。</p>		
<p>第六十一条 特許権利侵害を巡る紛争が新製品製造方法の発明特許に関連する場合、同様の製品を製造する部門又は個人はその製品の製造方法が特許の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。</p> <p>特許権利侵害を巡る紛争が実用新案特許又は意匠特許に関連する場合、人民法院又は特許事務管理部門は特許権者又は利害関係者に対し、特許権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、国务院專利行政部門が関連の実用新案又は意匠につ</p>	<p>第六十六条 特許権利侵害を巡る紛争が新製品製造方法の発明特許に関連する場合、同様の製品を製造する部門又は個人はその製品の製造方法が特許の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。</p> <p>特許権利侵害を巡る紛争が実用新案特許又は意匠特許に関連する場合、人民法院又は特許事務管理部門は特許権者又は利害関係者に対し、特許権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、国务院專</p>	<p>現行の特許法によると、訴訟を提出する権利を持つ特許権者または許可された人だけが特許権評価報告を請求する権利がある。但し、第4回改訂の「特許法」中には、特許権者と被告の権利侵害者両方がCNIPAに特許権評価</p>

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>いて検索と分析、評価を行ってから作成した評価報告を提出するよう要求することができる。</p>	<p>利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ってから作成した評価報告を提出するよう要求することができる；特許権者、利害関係者又は告発された侵害者も、主動に特許権評価報告書を発行することができる。</p>	<p>報告書の発行を要求することができる。これは被告の権利侵害者に自己保護の新たな手段を提供した。</p> <p>しかし、権利侵害訴訟に関連していないが、実用新案又は意匠特許の侵害について自分が権利侵害を構成することを心配する当事者については、依然としてCNIPAに特許権評価報告書の発行を要求することができない。</p>
<p>第六十二条 特許侵權紛争において、権利侵害者として告訴された者が、その実施する技術又は設計が既存技術、あるいは既存設計に属することを証明する証拠を有している場合、特許権侵害を構成しないものとする。</p>	<p>第六十七条 (番号変更、内容改訂なし)</p>	
<p>第六十三条 特許を偽称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、特許事務管理部門が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の4倍以下の</p>	<p>第六十八条 特許を偽称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、特許法律執行を担当する部門が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得</p>	<p>今回の改訂では、偽特許への罰則を高めることで、行政ルートによる特許権の保護が強化された。</p>

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>罰金を併科することができる。違法所得がない場合は20万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及する。</p>	<p>の5倍以下の罰金を併科することができる；違法所得がない場合或いは違法所得が5万元以下の場合、25万元以下の罰金を科すことができる；犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及する。</p>	
<p>第六十四条 特許事務管理部門は、その取得した証拠に基づいて特許偽称被疑行為を取り締まる場合、全ての関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査することができる。当事者の違法被疑行為の場所に対して現場検査を実施し、違法被疑行為と関連する契約や領収書、帳簿及びその他関連資料を閲覧・複製することができる。また、違法被疑行為と関連する製品を検査し、特許製品の偽称製品であることを証明する証拠があった場合は封鎖するか、又は指し押さえることができる。</p>	<p>第六十九条 特許法律執行を担当する部門は、すでに取得した証拠に基づいて、特許偽称被疑行為を取り締まる場合、以下の措置を取る権利がある。</p> <p>(一) 全ての関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査することができる。</p> <p>(二) 当事者の違法被疑行為の場所に対して現場検査を実施することができる。</p> <p>(三) 違法被疑行為と関連する契約や領収書、帳簿及びその他関連資料を閲覧・複製することができる。</p> <p>(四) 違法被疑行為と関連する製品を検査</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>特許事務管理部門が法に基づき前項既定の職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、幫助を提供すべきで、拒否したり、妨害したりしてはならない。</p>	<p>することができる。</p> <p>(五) 特許製品の偽称製品であることを証明する証拠があった場合は封鎖するか、又は指し押さえることができる。</p> <p>特許業務を管理する部門は、特許権者又は利害関係者の請求に応じて特許侵害紛争を処理する場合、前項第(一)項、第(二)項、第(四)項に掲げる措置を取ることができる。</p> <p>特許法律執行を担当する部門、特許業務を管理する部門は法に基づき前二項既定の職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、幫助を提供すべきで、拒否したり、妨害したりしてはならない。</p>	<p>行政ルートにおいて特許権紛争を担当する地方知的財産権局に対して、今回の改訂は依然として特許件侵害事件を処理する際に資料を調べ、侵害製品を差し押さえる権利を与えていない。</p> <p>現在、地方知的財産権局のこの二つの権利は依然として偽特許事件の処理に限られている。</p> <p>原因は、特許権侵害事件は複雑な技術に関連し、請求項と申し立てられた侵害の技術方案に対して徹底的な分析が必要であるためだと思う。</p>

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
	<p>第七十条 国务院專利行政部門は、特許権者又は利害関係者の請求に応じて、全国に大きな影響を及ぼす特許侵害紛争を処理することができる。</p> <p>地方人民政府の特許業務を管理する部門は、特許権者又は利害関係者が特許侵害紛争の処理を請求し、当該行政区域内において同一の特許権を侵害した事件を合併して処理することができる；区域を跨ってその同一の特許権を侵害する案件は上級地方人民政府の特許業務を管理する部門に処理を請求することができる。</p>	<p>今回増加したこの条項は、特許権の行政保護制度をさらに充実させた。権利者が地理上または行政管轄上の広範囲の侵害行為を処理するために、より効率的な処理方法を提供している。</p>
<p>第六十五条 特許権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵</p>	<p>第七十一条 特許権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失或いは権利侵害者が権利侵害によって取得した利益に応じて確定する；権利者の損失</p>	<p>1. 今回の改訂は、必ずしもまず実際の損失に基づいて特許権侵害の賠償額を確定することを要求していない。実際の損失と不法所得両方とも先に特許権侵害の賠償額を確定するた</p>

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>害によって取得した利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該特許の使用許諾料の倍数に応じて確定する。賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。</p> <p>権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、特許使用許諾料を確定することがいづれも困難である場合、人民法院は特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、1万元以上100万元以下の賠償を認定することができる。</p>	<p>又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該特許の使用許諾料の倍数に応じて合理的に確定する。意図的に特許権を侵害し、状況が重大である場合、上記の方法により金額の1倍以上の5倍以下で賠償額を確定することができる。</p> <p>権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、特許使用許諾料を確定することがいづれも困難である場合、人民法院は特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、3万元以上500万元以下の賠償を認定することができる。</p> <p>賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。</p>	<p>めに用いることができる。</p> <p>2. 中国特許法において初めて、意図的な権利侵害の概念が導入された。しかし、具体的にどのように意図的に侵害を構成するかは、今後の訴訟で明確にする必要がある。</p> <p>3. 懲罰的賠償は法律で正式に明確にされている。これは将来訴訟事件における賠償額を増加させる可能性がある。</p> <p>4. 法定損害の上下限の引き上げと懲罰的賠償は共同に潜在的な侵害者に対するより大きな抑止効果を形成する。</p> <p>5. 単独の段落として合理的な費用に対して規定し、合理的な費用は賠償額または法定賠償額を計算した上で別途計算されることを明確にした。</p>

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
	<p style="color: red;"> 人民法院は賠償額を確定するために、権利者がすでに立証に尽力しているのに対し、権利侵害行為に関する帳簿、資料は主に侵害者が掌握している場合、権利侵害者に権利侵害行為に関連する帳簿、資料を提供するよう命じることができる。侵害者が帳簿、資料を提供しない或いは虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張と提供した証拠を参考にして賠償額を判定することができる。 </p>	<p> 6. 今回増加したこの条項は立証責任の逆転に関連し、これは権利者が証拠を集めて賠償請求の支持する困難を軽減或いは緩和する。この規定は懲罰的賠償とより高い法定賠償額を配合し、中国の将来の訴訟案件の賠償額を大幅に引き上げることになる。 </p>
<p> 第六十六条 特許権者又は利害関係者が、他者が権利侵害行為を行っている又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、即座に制止しなければ、その合法的權益が補填不能な損害を被る恐れがある場合、訴訟を提起する前に人民法院に関連行為の停止と財産の保全措置命令を採る </p>	<p> 第七十二条 特許権者又は利害関係者が、他者が権利侵害行為、権利の実現を妨げる行為を行っている又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、即座に制止しなければ、その合法的權益が補填不能な損害を被る恐れがある場合、訴訟を提起する前に法に基づいて人民法院に財 </p>	<p> 保全に関しては既に関連法律で規定されているので、今回の改訂で関連内容を削除した。 </p>

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>よう要請することができる。</p> <p>要請者は要請時に担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は要請を却下する。――</p> <p>人民法院は要請を受けてから48時間以内に裁定を行う。特殊な状況によりこれを延長する必要がある場合は48時間延長することができる。関連行為の停止を命令する裁定を行った場合は即座にこれを執行する。当事者が裁定に対して不服である場合は一度、再審を要請することができる。再審期間中は裁定の執行を停止しない。――</p> <p>要請者が、人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合、人民法院は当該措置を解除する。――</p>	<p>産の保全措置、関連行為の実施或いは関連行為の停止命令を採るよう要請することができる。</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>要請に誤りがあった場合、要請者は、関連行為の停止によって被要請者が被った損失を賠償しなければならない。</p>		
<p>第六十七条 特許権侵害行為を制止するため、証拠が消滅する可能性ある又は今後は取得困難である状況において、特許権者又は利害関係者は起訴前に人民法院に証拠の保全を要請できる。</p> <p>人民法院は保全措置を講じる場合、要請者に担保の提供を命令することができる。要請者が担保を提供しない場合は要請を却下する。</p> <p>人民法院は要請を受けてから48時間以内に裁定を行う。保全措置を講じる裁定を行った場合は即座にこれを執行する。</p>	<p>第七十三条 特許権侵害行為を制止するため、証拠が消滅する可能性ある又は今後は取得困難である状況において、特許権者又は利害関係者は起訴前に法に基づいて人民法院に証拠の保全を要請できる。</p>	<p>保全に関しては既に関連法律で規定されているので、今回の改訂で関連内容を削除した。</p>

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>要請者が、人民法院が証拠保全措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合、人民法院はその執行を解除する。</p>		
<p>第六十八条 特許権侵害の訴訟時効は2年とし、特許権者又は利害関係者が権利侵害行為を知り得た日又は知り得べき日より起算するものとする。</p> <p>発明特許の出願公開から特許権付与までの間に当該発明を使用し、かつ適当額の使用料を支払っていない場合、特許権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は2年とする。特許権者は他者がその発明を使用していることを知り得た日又は知り得べき日より起算する。但し、特許権者が特許付与日以前に知り得た場合又は知り得べきである場合は、特許権付与日より起算す</p>	<p>第七十四条 特許権侵害の訴訟時効は3年とし、特許権者又は利害関係者が権利侵害行為及び侵害者を知った日又は知るべきである日より起算するものとする。</p> <p>発明特許の出願公開から特許権付与までの間に当該発明を使用し、かつ適当額の使用料を支払っていない場合、特許権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は2年とする。特許権者は他者がその発明を使用していることを知った日又は知るべきである日より起算する。但し、特許権者が特許付与日以前に知った場合又は知るべきである場合は、特許権付与日より起算する。</p>	<p>訴訟時効を3年に延長し、更に特許権保護を強化した。</p>

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
る。		
<p>第六十九条 以下の状況のいずれかがある場合は特許権侵害とは見なさない。 (一) 特許製品又は特許方法によって直接得られた製品について、特許権者又はその許諾を取得済みの部門及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売許諾、販売、輸入を行う場合。</p> <p>(二) 特許出願日以前に同様の製品を製造した場合、又は同様の方法を使用するか、あるいは既に製造と使用の必要準備を終えており、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。</p> <p>(三) 臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送設備が、その所属国と中国が締結した約定又は共に締結した国際条約に基づき、あるいは互惠の原則に従い、輸送設備自身の必要のためにその装置と設</p>	<p>第七十五条 (番号変更、内容改訂なし)</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>備において関連特許を使用する場合。</p> <p>(四) 専ら科学研究と実験のために特に関連特許を使用する場合。</p> <p>(五) 行政認可に必要な情報を提供するため、特許医薬品又は特許医療機械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために特に特許医薬品又は特許医療機械を製造、輸入する場合。</p>		
	<p>第七十六条 医薬品の販売レビューと承認過程において、医薬品販売許可申請者と関連特許権者または利害関係者が、登録を申請した医薬品に関する特許権により紛争が生じた場合、関連当事者は人民法院に提訴し、登録を申請した医薬品関連技術案が他人の医薬品特許権保護範囲に入るか否かについての判断を求めることができる。国务院薬品監督管理部門は規定の期限内に、人民裁判所の発効裁判によって関連する医薬</p>	<p>1. 今回新しく増加した本条項は実際にいわゆる「特許リンケージ制度」を導入しており、この制度は特許紛争の早期解決メカニズムを提供し、関連する医薬品が販売される前に潜在的な特許紛争を解決することを目的とする。ただし、医薬品試験データ保護、批准医薬品特許情報登録プラットフォームの設立など、まだ詳細な規定を制定する必要がある。批准医薬品特許情報登録プラットフォームは米国の「治療有効性評価を經ち批准する</p>

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
	<p>品の販売を一時停止するかどうかの決定を下すことができる。</p> <p>医薬品販売許可申請者と関連特許権者または利害関係者は、登録を申請した医薬品に関する特許権紛争について、国務院専利行政部門に行政裁決を請求することもできる。</p> <p>国務院薬品監督管理部門は国務院専利行政部門と合同して医薬品の販売レビューと承認及び医薬品販売許可申請段階の特許権紛争解決の具体的な接続方法を制定し、国務院の同意を得て実施する</p>	<p>医薬品」、すなわち通常言及されている「オレンジブック」の関連内容に相当する。</p> <p>2. このような紛争に対して行政裁決のルートも提供しており、このルートは中国の特色に富んでいる。</p> <p>3. 2020年9月11日、国家薬監局総合司とCNIPAは意見を公募するために「医薬品特許紛争早期解決メカニズム実施規則（試行）（意見募集稿）」を発表した；2018年4月25日、国家薬監局総合司は意見を公募するために「医薬品試験データ保護実施弁法（試行）」を発表した。両者とも最終的な形成と発効ができなかった。しかし、米国が Hatch-Waxman 法案を通じて設立した制度と似たような完全な制度は、中国に早く成立する見込みである。</p>

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
第七十条 特許権者の許諾を経ずに製造され、販売されたと認知していない状況において、生産経営を目的として特許権侵害製品を使用したり、販売を許諾したりした場合、あるいは販売したりした場合、当該製品の合法的な仕入れ元を証明できるものは賠償責任を負わない。	第七十七条 (番号変更、内容改訂なし)	
第七十一条 本法第二十条の規定に違反して外国に特許を出願し、国家秘密を漏洩した場合、所在部門又は上級主管機関が行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。	第七十八条 (番号変更、内容改訂なし)	
第七十二条 発明者又は考案者の非職務発明創造の特許出願権及び本法が規定するその他権益を剥奪した場合、所在部門又は上級主管機関が行政処分を行う。	(削除)	
第七十三条 特許事務管理部門は、社会に向	第七十九条 特許事務管理部門は、社会に	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
<p>けて特許製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。</p> <p>特許事務管理部門が前款の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法に基づき行政処分を行う。</p>	<p>向けて特許製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。</p> <p>特許事務管理部門が前款の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法に基づき処分を行う。</p>	
<p>第七十四条 特許管理事務に従事する国家公務員及びその他関連の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に基づき行政処分を行う。</p>	<p>第八十条 特許管理事務に従事する国家公務員及びその他関連の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に基づき処分を行う。</p>	
<p>第 8 章 附則</p>	<p>第 8 章 附則</p>	

中華人民共和国特許法 (2008年第3回改訂版)	中華人民共和国特許法 (2020年10月17日第4回改訂版)	IP March の観点
第七十五条 国務院専利行政部門に特許を出願し、その他手続きを行う者は規定に基づき料金を納めなければならない。	第八十一条 (番号変更、内容改訂なし)	
第七十六条 本法は1985年4月1日より施行する。	第八十二条 (番号変更、内容改訂なし)	